

法学研究40号(二〇〇九) 抜刷

論説

団体訴訟の新たな傾向

—ドイツ環境法典参事官草案を素材にして—

小澤 久仁男

団体訴訟の新たな傾向 —ドイツ環境法典参事官草案を素材にして—

小澤 久仁男

- はじめに
- I 参事官草案における団体訴訟
- 一 はじめに
- 二 訴訟要件
 - 1 自然保護分野における団体訴訟制度
 - (a)承認団体としての要件
 - (b)事前手続における協働
 - (c)団体訴訟の対象
 - 2 施設設置分野における団体訴訟制度
 - (a)事前手続における協働と団体訴訟の対象
 - (b)EC指令の国内法化に伴う団体訴訟の課題
- 三 二種類の団体訴訟の相互関係
- 四 小括
- II 全体としての権利保護制度と団体訴訟の位置づけ
- 一 はじめに
- 二 補完的権利保護制度としての情報アクセス権
- 1 序説
- 2 消極的情報伝達と積極的情報伝達
 - (a)消極的情報伝達
 - (b)積極的情報伝達
- 三 補完的権利保護制度としての公衆参加
 - 1 公衆参加制度の現状
 - 2 参事官草案における公衆参加制度

おわりに

はじめに

(1) ドイツにおいては、環境法典編纂化作業のいわば最終段階に位置するものとして、二〇〇八年三月に、総則規定および起業案関連環境法 (Allgemeine Vorschriften und vorhabenbezogenes Umweltrecht - UGB I)、水管理 (Wasserwirtschaft - UGB II)、自然保護 (Naturschutz - UGB III)、非イオン化放射線 (Nichtionisierende Strahlung - UGB IV)、そして温室効果ガス排出権取引 (Handel mit Berechtigungen zur Emission von Treibhausgasen - UGB V) の五つの分野から構成される環境法典参事官草案 (Umweltgesetzbuch-Referentenentwurf: UGB-RatE; 以下、「参事官草案」という) が公表されたが、それ以降、同草案に対しては、各方面から高い関心が向けられてきた⁽¹⁾。ところで、わが国でも既に紹介されているように、ドイツにおける環境法典編纂化作業は、すでに一九八〇年代後半から開始され、一九九〇年にはいわば叩き台ともいうべき「教授草案」 (Umweltgesetzbuch-Professorentwurf: UGB-ProfE) の「総論」 (Allgemeiner Teil) が、そして、一九九四年には同草案の「各論」 (Besonderer Teil) が、それぞれ公表されている。教授草案は、法律学者のみで構成された作業グループにより起草されたこともあり、もっぱら法理論的側面を重視した構成および内容であったが、その意味では、起草当初より、実務的および政治的な受容可能性に欠けるとの指摘⁽²⁾がなされていた。そこで、それらの指摘もしくは批判に応えるべく、一九九八年に、独立専門家委員会草案 (Entwurf der Unabhängigen Sachverständigenkommission zum Umweltgesetzbuch beim Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit: UGB-KomE; 以下、「委員会草案」という) が公表されることになる。これらはいずれも法典化に至らなかつたものの、ドイツ環境法および環境法学における各時点における到達点を示すものであったといっても過言ではない⁽³⁾。

もっとも、その間、一方では環境法の法典化それ自体に対する疑問や、他方ではEC指令の国内法化の遅延と関連したドイツ国内の連邦制度改革との絡みもあり、その後の作業の進捗状況は必ずしも芳しいものとはいえなかつた。

そのような中であつて、二〇〇五年に誕生したCDU・CSU・SPDによる大連立政権がその連立協定 (Koalitionsvertrag) の柱の一つとして環境法典の編纂化作業の早期決着を明確に掲げ、そのことが今回の参事官草案の公表へと繋がることになる⁽⁴⁾。しかしながら、参事官草案は、公表直後よりさまざまな批判に晒され、とりわけ、第一編の統合的起業案認可が州にも適用されることに対する反発を主たる理由とするバイエルン州からの激しい抵抗もあり、環境・自然保護・原子力相のジグマール・ガブリエル (Sigmar Gabriel) は、二〇〇九年二月一日、同年末に総選挙を控える状況の中でそれらの批判等について十分な審議を尽くす時間的余裕がないことを理由に、今立法期中の法典化の断念を表明した。それゆえ、その限りにおいては、参事官草案を検討の素材とすること自体、その意義の大半を喪失したともいえるが、他方で、欧州法および国際条約を遅滞なく国内法化するために、従来は連邦の大綱的立法権限 (Rahmengesetzgebung) とされてきたものを連邦および州の競合的立法権限 (konkurrierende Gesetzgebung) へと改める第一次連邦制度改革 (Föderalismusreform I) が水管理および自然保護・景観保全の分野ですでに実施され、それを反映した法改正が急務とされていたこともあつて、同年三月一日、連邦政府は参事官草案とほぼ同内容の自然保護・景観保全法の改正案 (Gesetzentwurf zur Neuordnung des Rechts des Naturschutzes und der Landschaftspflege) を提出した⁽⁵⁾。したがつて、一方で、参事官草案の突然の挫折により、今後の編纂化作業はますます混迷の度合いを深めているともいえるが、他方で、その後の動向は、むしろ参事官草案で示された内容を前提としつつ各種立法作業が行われる方向にあり、その意味では、同草案の意義は決して失われてはいない。とりわけ、本稿との関連でいうならば、これまで自然保護の分野を中心に形成され、制度化されてきた団体訴訟の制度枠組もしくは方向性をさらに前進させるような内容が参事官草案において新たに示され、それが同草案挫折後もそのまま自然保護・景観保全法の改正案として提出されていることを考えると、同草案の果たす役割は、決して小さくはない⁽⁶⁾。

(2) とところで、参事官草案は、右のように、総則規定および起業案関連環境法 (以下、「第一編」という) のほか、水

管理や自然保護・景観保全に関する詳細な規定を含む。これらの規定が盛り込まれた背景に、連邦制度改革との関係での当該分野における早急な法制化が要請されているという事情があったことは前述の通りである。このうち、自然保護および景観保全に関する第二編(以下、「第二編」という)では、自然・景観への侵害(Beschädigung in Natur und Landschaft)や自然保護・景観保全に関わる詳細な計画手法のほか、これまで自然保護分野を中心に発達してきた団体訴訟に関する規定も含まれているが、さらにそれ以上に注目すべきは、第一編においても、施設設置に限っているが、団体訴訟の規定を置いている点である。

周知のように、ドイツにおいては、基本法(Grundgesetz - GG)一九条四項および行政裁判所法(Verwaltungsgerichtsordnung - VwGO)四二条二項の諸規定が、いずれも原則として主観的権利の侵害がある場合に限って訴訟提起を認めているにすぎないため、主観的権利の侵害とは無関係に行政の客観的違法性を主張することは、そのための手段が別途法定化されているのであればともかく、原則としては認められない⁽¹³⁾。この点、たとえば環境関連規定の多くは、そこでの保護法益を主観的権利としてではなく、公共の利益に包摂されるところの客観的権利として位置づけていることが多いため⁽¹⁴⁾、いわゆる執行の欠缺(Vollzugsdefizit)が原因となつて自然的生存基盤(natürliche Lebensgrundlagen)の破壊が生じたとしても、市民にはそれを争う法的手段が存しないことになる⁽¹⁵⁾。このような事態は、ドイツ行政訴訟制度の基本的枠組を前提とすれば、至極当然のことであるが、それゆえにこそ、そのことから生ずる自然破壊等を事前に防止するために、いわば例外的制度としての団体訴訟の導入可能性およびその具体的方策が、自然保護分野における最重要課題の一つとして論じられてきたのであった⁽¹⁷⁾。

そして、このような長年の議論の成果が二〇〇二年の連邦自然保護法(Bundesnaturschutzgesetz - BNatSchG)の改正⁽¹⁸⁾であり、そこでは、主観的権利の侵害がなくても例外的に行政の客観的違法性を主張できるとする公益的団体訴訟(altruistische Verbandsklage)の制度が初めて導入されるに至るが、ドイツにおいては、それにとどまらず、EU法の影響を受けた二〇〇六年の環境・権利救済法(Umwelt-Rechtshilfegesetz - UmwRG)および二〇〇七年の環境損害法(Umweltschadengesetz - USchadG)においても団体訴訟制度が導入されるなど、その動きは自然保護以外の分野においても着実に進捗しつつある⁽²³⁾。

そのような中であつて、参事官草案では、自然保護法上の団体訴訟導入に際し多くの議論が積み重ねられてきた意見表明権(Gelegenheit zur Stellungnahme)や記録閲覧権(Akteneinsichtsrecht)を内容とする協働権(Mitwirkungsrecht)につき、それが団体訴訟と密接に関連する制度であるとして引き継がれている点、さらには、それが団体訴訟の導入に固有の論点としてのみではなく、団体訴訟も含めた全体としての権利保護制度の中に明確に位置づけられている点を、さしあたりは確認しておくべきであろう⁽²⁴⁾。すなわち、ドイツにおける団体訴訟導入の過程を自然保護法制史という観点からみるならば、ナチス期の制度以来今日に至るまで、自然保護分野における行政と自然保護団体との緊密な結びつき、および、自然保護という国家的任務を補完するものとしての自然保護団体の存在およびその意義を前提としてきた行政実務の存在を確認することができるし、それが団体訴訟の訴訟要件としての協働権の存在につながるからである⁽²⁵⁾。他方で、その内容である意見表明権をはじめとする手続的権利は、決して団体訴訟に固有のものではなく、他の権利保護制度のあり方を考え、そのための具体的制度を構築するにあたっても重要なものと位置づけうるからである。

参事官草案においては、さらに、この協働権と団体訴訟の結びつきをより一層強固にするものとして、協働権行使した団体でなければ団体訴訟の当事者適格を認めないという「手続的排除効」(formelle Prækusion)と、環境行政に協働的に参加した団体は後の裁判手続において協働権行使の際の自らの主張に拘束されるとする「実体的排除効」(materielle Prækusion)という二つの排除効についても規定する⁽²⁶⁾(第一編四二条一項三号および第三編六六条一項三

号)が、これらは、これまで行政法学および環境法学において例外と位置づけられてきた団体訴訟制度を、他の権利保護制度との関係で整合的に位置づけ、理解しようとするものである点において注目すべきであると同時に、それゆえにまた、これまで自然保護行政上の団体訴訟導入に関して議論されてきた協働権をはじめとする諸問題を、全体としての権利保護制度の中に位置づけようとしている点において、極めて重要である。

(3) わが国における団体訴訟の議論では、もっぱらわが国の行政訴訟制度への導入の可否それ自体にその関心が向けられていることもあって、主観的権利の侵害の有無によって構成される場所の原告適格の枠組みを補充するものとして、したがってまた、あくまでも例外的制度としての団体訴訟の導入の可否が模索されてきた⁽²⁷⁾。その意味では、ドイツにおける議論の全体像を必ずしも十分に意識したものとはいえなかつたように思われる。

そこで、本稿では、参事官草案における右のような団体訴訟の位置づけ、とりわけ、そこで中心的役割を果たしている協働権に着目しつつ、参事官草案における団体訴訟制度の意義および内容を明らかにするとともに、全体としての権利保護制度におけるその位置づけを考察することによって、わが国の行政訴訟制度への団体訴訟導入の可否に関する議論につき、新たな示唆を得ることとしたい。

1 参事官草案における団体訴訟

一 はじめに

すでに述べたように、参事官草案では、第一編と第三編において、それぞれの規律対象に合わせつつ団体訴訟制度を独自に規定している。詳細は後述するが、第一編の施設設置に関連する団体訴訟は、環境・権利救済法および環境損害法に規定する団体訴訟制度を基本的にはそのまま受け継いだものであり、他方で、第三編におけるそれは、これ

まで自然保護の分野で議論され、発達してきた制度、すなわち、連邦自然保護法における団体訴訟制度をほぼそのまま受け継いでいる。

ドイツにおいては、一九七〇年代から自然保護分野への団体訴訟の導入に向けた議論が開始され⁽²⁸⁾、その成果として、二〇〇二年の連邦自然保護法において団体訴訟が初めて制度化されるが、その後、E.U法の影響もあり、自然保護の分野にとどまらず、そしてまた、他の権利保護制度との関わりで団体訴訟制度を位置づけようとするより広い視点からの議論が展開されていくこととなり、その到達点が環境・権利救済法および環境損害法における団体訴訟の制度化であった⁽²⁹⁾。したがって、参事官草案における右のような規定のあり方も、これまでの団体訴訟論議およびそれに基づく制度化の必然的結果であつたし、その意味では、両編において別個の規定として団体訴訟が制度化されたことにはそれなりの理由があるし、決して驚くべきことではない。しかしながら、これまで、いわば異なる契機をもって議論されてきた両編における団体訴訟制度を、環境法典という統一的体系の中にそのまま採用したことについては、それなりの意味があると理解せざるをえない。すなわち、前述のように、団体訴訟それ自体を制度として明確に位置づけるといふことその他に、他の権利保護・救済制度と整合的に位置づけようとする意図を窺い知ることができるからである。

そこで、以下ではまず、参事官草案における団体訴訟制度のうち、これまでの議論の中心であつた自然保護分野を規律する第三編の団体訴訟を概観し、とりわけ訴訟要件をはじめとする団体訴訟の許容性判断の基準もしくは考え方を確認したうえで、E.U法の強い影響下にある第一編における団体訴訟の意義、そして両者の関係を明らかにし、最後に、双方の団体訴訟制度によって目指そうとする権利保護制度の全体像を探ることとしたい。

二 訴訟要件

1 自然保護分野における団体訴訟制度

(a) 承認団体としての要件

(1) 団体訴訟は、いかなる団体であっても提起できるわけではなく、その提起のためには「承認団体」としての一定の資格が必要とされる。その要件については、従来、連邦自然保護法および環境・権利救済法でそれぞれ規定されてきたが、それらがほぼ同内容の規定だったこともあり、参事官草案では第一編四三条一項の中で統一に規定されている。なお、第一編における承認を求める団体は連邦環境庁に申請し、第三編における承認を求める団体は連邦または州の自然保護官庁に申請しなければならないとされている(同二項)点に、両編の制度の発展経緯の差異を窺い知ることができる。

(2) 同条に基づいて承認を申請できる団体は、国内の団体にとどまらず、ドイツで活動する国外の団体も含まれる。これに対して、その活動範囲が一つの州に限られている団体については、各州法で規定されている手続に基づいて承認団体としての資格が認められることになる(同三項)が、その際、当該団体は州レヴェルの事前手続に協働しうるにすぎないことはいうまでもない。なお、連邦および州の自然保護法に基づいて承認された自然保護団体は、従来、環境・権利救済法上の「承認団体」としても扱われてきたが、この点については、参事官草案においても異なることろはない。

第一編四三条一項は、「承認団体」の要件として、①当該自然保護団体が、定款に基づいて、理念的に(ideell)、そして単に一時的ではなく、(nicht nur vorübergehend)、環境保護の促進を主たる目的としていること(一号)、②承認される時点で前号の意味での活動を少なくとも三年間行っていること(二号)、③適切にその任務が達成されうるといふ保障のあること(その際、従来の活動の態様と範囲、構成員の規模ないし団体の実施能力が考慮されること)(三

号)、④公益目的追求のゆえに、法人税法五二条に基づいて法人税の納付が免除されていること(四号)、そして、⑤団体の構成員全員に投票権(Stimmrecht)が保障されていること(五号)を規定する。なお、構成員の四分の三が法人であり、かつ、その半分以上の法人が上記の一号から四号の各要件を満たしている場合、右の五号の要件を満たしていなくても承認される。これは、それらの法人を構成員とする上部団体を「承認団体」としやすくすることで、上部団体の協働権行使を容易にする趣旨からであるという。

(3) 参事官草案は、以上のように、連邦自然保護法と環境・権利救済法に規定する「承認団体」としての要件をほぼ受け継いでいる。しかし他方で、連邦自然保護法あるいは環境・権利救済法の承認要件は各州の承認手続にも適用されているにもかかわらず、ある州で承認された団体が、別の州では承認されないといった事態も生じており、その問題性が指摘されてきたが、これについて、参事官草案では何らの解決策も講じていない。

(b) 事前手続における協働

(1) 第一編で承認を受けた自然保護団体には、以下で述べるように、第三編六五条所定の各種手続において、意見表明権や記録閲覧権を内容とする協働権が付与される。

まず、同条一項は、連邦の自然保護行政のうち、①連邦政府あるいは連邦環境省による種の保全(Artenschutz)等の命令等の準備(一号)、②排他的経済水域や大陸棚に対する海域保護(Meeresgebiet)のための命令・禁止の免除手続(二号)、③自然や景観の侵害と結びつく連邦行政庁による計画確定手続(三号)、そして、④計画確定手続に代わって行われる計画認可手続(四号)における協働権を規定する。すなわち、ここでは、連邦の自然保護行政のうち、自然保護・景観保全への影響力が大きいものに対して協働権が認められている。

(2) 他方で、同条二項は、各州の自然保護行政との関係で、各州で承認された自然保護団体の協働権を規定する。

それによれば、自然保護団体は、①州自然保護官庁による保護地域の指定等の命令の準備(二号)、②景観プログラム(Landschaftsprogramm)および景観大綱計画(Landschaftsrahmenplan)、あるいは、景観計画(Landschaftsplan)の策定手続(二号)、③第三編三六条一項に規定する保護地域(Schutzgebiet)の計画準備(三三号)、④野生から採取した動植物を自然に戻す(Wiederansiedlung von Tieren und Pflanzen verdrängter wild lebender Arten in der freien Natur)ためのプログラムの準備(四号)、⑤自然保護地域(Naturschutzgebiet)、国立公園(Nationalpark)、生物保護区域(Biosphärenreservat)、そして生態域保護指令(Fauna-Flora-Habitat-Richtlinie, いわゆるFFH指令)および欧州鳥類保護指令(Vogelschutz-Richtlinie)を国内法化した同三二条二項に基づく保護地域の免除(五号)、⑥大規模な環境影響を与えうる、公衆参加が予定される計画認可手続(六号)、⑦州自然保護官庁によって行われる計画確定手続(七号)、⑧計画確定手続に代わって行われる、公衆参加を予定する場合の計画認可および地区詳細計画策定(八号)などの手続についての協働権を有する。

以上から明らかのように、連邦自然保護法と比べると、承認団体の協働権の範囲もしくは対象は拡大されており、とりわけ、必ずしも自然保護行政固有のものとはいえない地区詳細計画(Bebauungsplan)の策定手続にまで協働権の対象を拡大していることは注目すべきである。⁽⁴¹⁾ なお、ここで掲げられているのは最低限の基準であり、州は、各州の自然保護法において協働権の対象となる行政活動の範囲を拡大することができるが、しかし他方で、自然および景観への影響がないと判断される場合、もしくは、その影響が極めて少ないと判断される場合には、各州の判断で協働権行使の機会を与えなくともよいとされている(同条四項)。これらは、自然保護法制史の中で、長きに渡って自然保護行政を支えてきた州の判断を尊重するとともに、各州の実情に合わせた自然保護行政の展開を可能ならしめる規定であるといえる。

(c) 団体訴訟の対象

(1) 連邦および州の団体訴訟を規定する第三編六六条は、協働権を行使した団体に対して、その主観的権利の侵害如何に関わらず団体訴訟の提起を認めている。もつとも、それは、協働権行使の対象となる行政活動の全てについて認められているわけではない。すなわち、同条によれば、団体訴訟の対象となるのは、連邦の自然保護行政については、①海域保護のための命令・禁止の免除、②自然や景観の侵害と結びつく連邦行政庁による計画確定手続、③公衆参加が予定されている計画認可決定、また、州の自然保護行政については、①保護地域の免除、②大規模な環境影響を与えうる、公衆参加が予定される計画認可手続、③州自然保護官庁によって行われる計画確定手続、④計画確定手続に代わって行われる、公衆参加を予定する場合の計画認可および地区詳細計画に限られる。団体訴訟の提起をこれらの手続に限定しているのは、これらがいわば自然保護行政のうち根幹たる性格を有するためである。⁽⁴²⁾ なお、州は、各々の自然保護法においてこれらの団体訴訟の適用領域を拡大することができる(同条三項)。

(2) 以上のように、参事官草案第三編における団体訴訟制度は、従来までの連邦自然保護法の規定内容を維持したものであるが、それに対して、以下で扱う第一編における団体訴訟は、その訴訟要件に関して大きな差異がある。そして、両者が同一の草案の中に統一的に規定されたことが、参事官草案における団体訴訟制度を特徴的なものとしており、今後のわが国における団体訴訟論議においても注意が必要であると思われる。

2 施設設置分野における団体訴訟制度

第一編の団体訴訟制度は、前述のように、環境・権利救済法の規定を大幅に受け継いでいるが、以下では、右に述べた第三編の団体訴訟制度の場合と同様に、第一編で規定する事前手続における協働および団体訴訟につき概観し、当該規定の問題点を明らかにしたい。なお、団体の承認要件については、前節で扱った第三編の承認要件が第一編の

団体訴訟にも適用されるため、ここでは扱わないことにする。

(a) 事前手続における協働と団体訴訟の対象

(1) 第一編に規定する協働は、右に述べた第三編で規定する協働と同様、意見表明権と記録閲覧権を内容とする。ここでは差異がないが、参加の対象となる手続には大きな違いがある。

すなわち、第一編四一条で規定されている承認団体の協働は、①連邦法または州法に基づき環境親和性審査義務 (UVP-Pflicht) のある起業案の決定手続 (一号) 、②公衆参加を必要とする統合的起業案 (Interpretative Vorhabengenehmigung) の認可手続 (二a号) 、③同一二二条三項に基づく施設および河川利用についての事後的命令の制定手続 (二b号) 、そして、④第一編第四章に規定する環境損害の防止および回復 (Saubereit) のための決定手続 (三号) がその対象とされている。このうち、環境親和性審査義務のある起業案としては、計画確定裁決によって決定される道路や鉄道等のインフラ整備計画 (Infrastrukturvorhaben) 、および、これらの許可の根拠となる地区詳細計画が想定されている。また、統合的起業案認可手続としては、廃棄物処理施設、連邦インミッシオン防止法一七条 (d) に基づく設置認可や事後的な命令、そして、これらの施設認可に関連する水管理法上の許可に対する事後的な命令などがある。⁽⁴⁴⁾ 第三編と第一編との間で、このような対象手続の差異が生じたのは、両編の団体訴訟の対象が異なるためである。

(2) ところで、右に掲げた事前手続において協働した承認団体は、自己の権利侵害を主張することなく、団体訴訟を提起することができる。このように協働権の行使と団体訴訟の提起を結びつけている点は、第三編の団体訴訟と異なるところはない。しかしながら、権利救済資格および本案審理要件については、「個人の権利を根拠づける」 (Rechte Einzelner begrundend) 規範が侵害された場合に限定されている。したがって、たとえば、連邦および州の自然保護法上の各規定、あるいは事業者に対して環境影響への事前配慮を求める連邦インミッシオン防止法五条一項二号の規定に

違反した場合などは、それによる損害が主観的権利の侵害によるものではなく、自然保護等の環境利益への配慮を怠ったことよって生じた客観的権利の侵害であるという理由から、第一編の団体訴訟を提起することができないとされている。⁽⁴⁵⁾ これは、後に詳述するように、第三編の場合とは異なり、第一編に規定する団体訴訟がEU法の国内的対応として制定されたからである。

他方で、第一編四〇条一項三号では、環境損害法一一条二項で規定されている環境・権利救済資格も含まれており、そこでは生物種や生息地、あるいは、水域・土壌の損害の未然防止および浄化にかかわる行政措置に対しての団体訴訟の提起を認めているが、右に述べた団体訴訟が主として取消訴訟のような性格を有するのに対して、ここでの団体訴訟はいわば義務付けたな性格を有している点に特徴がある。

(3) 第一編では、さらに、右に述べたような処分の取消しを求める団体訴訟と並んで、協働権の侵害をはじめとする参加手続の瑕疵に関する手続法上の団体訴訟 (Verfahrenswidrliche Verbandsklage) についても規定しているが、これは環境・権利救済法四一条一項を受け継いだものである。同法がEU法に対応すべく窮余の策として制定されたことを考えると、手続的権利侵害に対する立法上の救済措置を明確にした意義は軽視されてはならない。⁽⁴⁶⁾

手続法上の団体訴訟の提起は、協働が認められる行政の全ての措置に対してではなく、①新しい起業案、変更された起業案および複数の起業案に関する環境親和性審査手続⁽⁴⁷⁾、②環境親和性審査法の諸規定に基づく措置、③採掘に関する起業案への環境親和性審査命令、そして、④州の環境親和性審査法に基づく環境親和性審査が行われなかった場合またはその要否に係る事前審査が行われなかった場合であって、かつ、これが事後的にも実施されない場合に限定されている。これは、一般行政手続法四六条との関係を考慮して、手続的瑕疵の程度が軽微であるかどうか、または、実体的判断に影響を及ぼさないかどうかという視点から規定されている。また、地区詳細計画策定のように、手続違反に対する特別規定が存在する場合、同条は適用されない⁽⁴⁸⁾ (同四四二条一項)。

(4) 以上みてきたように、第一編の団体訴訟制度は、基本的には現行の環境・権利救済法および環境損害法の規定を受け継いだものとなっている。しかし、そのこと故に、ドイツの学界で議論されてきた環境・権利救済法の欧州法への適合性の問題や自然保護法上の団体訴訟との関係については、未だ決着がみられていないことをも意味する。そこで、以下では、現行法をめぐる問題状況を基礎としつつ、参事官草案第一編に規定する団体訴訟の問題点を明らかにしたい。

(b) EC指令の国内法化に伴う団体訴訟の課題

(1) 環境・権利救済法は、環境親和性審査指令⁽⁵⁰⁾(以下「UVP指令」という)、環境汚染の統合的予防・低減に関する指令⁽⁵¹⁾(以下「IVU指令」という)および公衆参加指令⁽⁵²⁾などの近年のEC指令に基づき制定されたものである。

EC指令を国内法化する場合、EC条約二四九条三段によれば、国内法の目標設定についてはEC指令に規定する目標が直接的な拘束力を有するとされているが、他方で、各国の立法機関には、国内法化の形式および手段の選択について裁量権が付与されている。環境・権利救済法も、まさにこのような枠組みの中で制定されたものであるが、とりわけ、①本法に基づく権利救済資格および本案審理要件を、個人の権利を根拠づける規範の侵害さえあればよいとしている点、および、②手続法上の団体訴訟の提起を制限している点について、欧州法への適合性如何が問題とされている⁽⁵³⁾。

(2) とところで、環境・権利救済法制定の直接的な根拠となったUVP指令一〇a条一項とIVU指令一五a条一項は、団体訴訟提起のための要件につき、公衆の「十分な利益」(ausreichendes Interesse)の侵害とするか、それとも「権利侵害」(Rechtsverletzung)がなされた場合とするかの決定を加盟国に委ねているが、他方で、UVP指令一〇a条二項三号およびIVU指令一五a条二項三号では、各加盟国の承認団体全てに出訴資格を認めている。すなわち、

EC指令のこれらの規定によれば、団体の出訴資格については、その「十分な利益」が侵害された場合とするのか、それとも「権利侵害」があつた場合とするのかについて、各国に裁量権を付与してはいるものの、団体それ自体の権利もしくは利益の侵害さえあれば出訴資格が認められることとなる。それに対して、環境・権利救済法では、個人の権利を根拠づける規範の侵害をもつて団体の出訴資格としているため、個人の権利を根拠づける規範の侵害がない場合には、団体としての出訴資格は認められないことになるが、他方で、当該規範の侵害さえあれば、団体および当該団体構成員の権利が侵害されていない場合であっても、当該団体に出訴資格が認められることにもなる。

そうすると、団体それ自体の権利もしくは利益が侵害されても、それが個人の権利を根拠づける規範の侵害に該当しない場合には当該団体には出訴資格は認められないことにもなりかねないため、承認団体であれば当該団体の出訴資格を無条件に認めているEC指令とは一致しない。

(3) さらに、他方では、当該規範の侵害があれば、権利利益を侵害された個人は自ら取消訴訟を提起しうるが、環境・権利救済法によれば、この場合には承認団体も出訴しうるという内容になっているため、当該団体は、自らの権利利益を何ら侵害されていない場合であっても、いわば一般市民の代理人的立場で出訴資格を認められることになるが、この際の団体訴訟の性格は、いわゆる客観訴訟としてのそれではなく、実質的には主観訴訟、もしくは主観訴訟と客観訴訟の中間的性格を有するものとして位置づけられることになる。しかし、このような制度構築は、承認団体でさえあれば当該団体に「十分な利益」があるとみなし、客観訴訟としての団体訴訟の出訴資格を認めようとしているEC指令の趣旨を反映していないのではないかという疑問が提起されている⁽⁵⁴⁾。

また、手続法上の団体訴訟を限定している点については、UVP指令一〇a条およびIVU指令一五a条が、実体的審査のみではなく、手続的瑕疵に対する司法審査についても各加盟国で保障するよう求めているにもかかわらず、環境・権利救済法では、手続法上の団体訴訟の提起を制限しているため、たとえば、環境親和性審査の内容が不十分

であつても手続法上の団体訴訟の提起が認められない可能性があることなどから、右の各E.C指令の趣旨を十分に国内法化していかないではないかという疑念が示されている。

さて、右にみてきたとおり、環境・権利救済法に対しては、国内法化の基礎となつたE.C指令との関わりでさまざまな疑念が生じているが、参事官草案でも、これらの疑念を払拭しきれていない。とりわけ、権利救済資格と本案審理要件を個人の権利を根拠づける規範の侵害があつた場合としている点については、前述のE.C指令との適合性のみならず、主観的権利の侵害如何に関わらず団体訴訟の提起を認めている連邦自然保護法および参事官草案第三編とも異なるため、今後、これらの諸問題につきどのように調整・統合していくのか、深刻な問題を突きつけられている。

そこで、以下では、右のような問題の存在を意識しつつ、参事官草案に規定する第一編と第三編の各々の団体訴訟の関係をみていくことにしたい。

三 二種類の団体訴訟の相互関係

(1) 参事官草案では、右にみてきたように、第一編および第三編の双方で団体訴訟制度が規定されているが、第一編における団体訴訟がその権利救済資格と本案審理要件につき、個人の権利を根拠づける規範の侵害があつた場合と、いう規定の仕方をしていられることもあつて、右にみたE.C指令との整合性はともかく、同じく団体訴訟という制度ではあつても両者は異なるものであるというのが一般的理解である。そのため、承認団体が団体訴訟を提起しようとする場合に、いずれの団体訴訟を提起すべきなのか、あるいは、制度的にいずれの団体訴訟制度を優先させるべきなのかという問題が、第一編の基礎となつている環境・権利救済法の制定当時から論じられてきた⁽⁵⁵⁾。

(2) この点、二〇〇五年の環境・権利救済法の草案では、双方の団体訴訟の関係につき一箇条を設け、同法における団体訴訟の要件を充たしている場合には自然保護法上の団体訴訟を提起できないという、いわゆる「補充性条項」

(Subsidiaritätsklausel) を定めていた⁽⁵⁶⁾。しかし、この条項は後の草案で削除され、成立した環境・権利救済法も、両者の関係については何ら規定していない。もつとも、同法の立法理由書が連邦自然保護法六一条は環境・権利救済法の特別法であるという説明を加えていること⁽⁵⁷⁾もあつて、自然保護法上の団体訴訟の優越的地位を承認する見解が、学説上は支配的であるといえる。また、判例上も、たとえばブレームン行政裁判所二〇〇七年一月二十九日判決は、環境・権利救済法は多くの環境利害を対象としているのに対して、連邦自然保護法上の団体訴訟は、自然保護法上の利害にのみ限定されることから、自然保護法が適用されない場合に限り環境・権利救済法を適用すべきであるとして、自然保護法上の団体訴訟制度の優越的地位を承認している⁽⁵⁸⁾。

しかしながら、他方で、自然保護法上の団体訴訟の優越的地位を認めるこれらの見解に対しては、環境・権利救済法も連邦自然保護法も、双方の団体訴訟の関係については何も規定しておらず、右のような理由づけのみによって自然保護法上の団体訴訟の優越的地位を承認することには無理があるという指摘もある⁽⁵⁹⁾。また、どちらの団体訴訟が優越するののかという議論から離れ、「個人の権利を根拠づける規範の侵害」を要件としていない分だけ自然保護法上の団体訴訟の方が適用範囲が広いという点に着目し、主位的に連邦自然保護法六一条一項を、そして予備的に環境・権利救済法二条一項を提起すべきという有力な主張も存在する⁽⁶⁰⁾。

(3) さて、右にみてきた各々の団体訴訟制度の差異は、団体訴訟制度それ自体をどのように構築するかということのみではなく、それを全体としての権利保護制度の中にどのように位置づけるかという問題とも密接に関わる。したがって、右の優先関係に関する議論も、そのようなコンテクストの中で理解されねばならない。しかも、参事官草案が頓挫した現在でも、自然保護法および環境・権利救済法上の異なる内容の団体訴訟制度がなお併存しているため、今後、学説および判例がこの問題についてどのような方向で議論を進展させていくのか、わが国の団体訴訟制度のあり方如何を考へるにあつても引き続き注目していきたい。

四 小括

(1) 団体訴訟の導入が必要とされた背景として、とりわけ環境法の領域では、利害関係のある者を除いては、環境保護・自然保護に関する利害を裁判の場で主張する機会さえも存在せず、環境破壊等を食い止めることができないという事情があったが、自然保護団体に団体としての出訴資格を認めることで、環境破壊につながる行政の執行活動を予防的に統制しうることはもちろん、個人々々による訴訟遂行の負担を軽減もしくは回避することにも資することになるし、これまでの団体訴訟をめぐる議論においても、その点は明確に意識されていた⁽⁶¹⁾。とりわけ、これまでの議論においては、団体訴訟を全体としての行政訴訟制度もしくは権利保護制度の例外としてではなく、その体系の中に整合的に位置づけようとする試みが絶えず模索されてきたが、今回の参事官草案が、第一編と第三編で多少の差異はあるものの、とりわけ、協働権の行使と団体訴訟の出訴資格との結びつきを強調している点などは、まさしく、これまでの議論を継承し、その到達点を示すものとして興味深い。

(2) ところで、環境・権利救済法および参事官草案第一編の団体訴訟については、前述のように、「個人の権利を根拠づける規範」が侵害された場合にのみ出訴資格を認めていることもあって、その限りにおいては、連邦自然保護法および参事官草案第三編に規定する団体訴訟よりも救済される権利利益の範囲が狭いのではないかと指摘がなされてきた⁽⁶²⁾。

確かに、右にみてきたように、規定の文言を比較する限りにおいては、それらの指摘は当を得ているといえるし、さらには、同じく団体訴訟でありながら異なる内容をもって制度化されていることによる問題点も顕在化しており、それらをいかに克服するかという大きな課題も突きつけられている。しかしながら、参事官草案における団体訴訟制度は、それ自体としてのみ存在意義を有するわけではなく、それ以外の権利保護制度、すなわち情報アクセス権および公衆参加制度とともに、全体としての権利保護もしくは救済制度の中に位置づけられて初めて、その意義が明らか

となるよう位置づけられており、右にみてきたような各々の団体訴訟の制度上の差異も、そのような観点から理解されねばならない。そして、その点こそ参事官草案が構想する団体訴訟制度の特徴があるし、また、わが国の議論に際して最も参考とすべき点でもあるように思われる。

そこで、以下では、参事官草案における情報アクセス権および公衆参加制度を概観し、それらと団体訴訟制度との関係を考察することによって、全体としての権利保護制度における団体訴訟の位置づけを探ってみたい。

II 全体としての権利保護制度と団体訴訟の位置づけ

一 はじめに

参事官草案第一編では、団体訴訟制度と並んで、情報アクセス権および公衆参加制度を規定し、それらがいずれも承認団体にも適用される旨を明らかにしている⁽⁶³⁾。後述のように、これらは第三編に規定する承認団体の協働権と、その内容および意義において異なるところはないが、他方で、第一編では承認団体の協働権の詳細について何らの規定も置いていないことを併せ考えると、本編で規定する情報アクセス権および公衆参加制度は、第三編における協働権と実質的には同一の内容および機能を有するものとして位置づけられていると考えてよい。すなわち、ここには、承認団体が、団体訴訟の提起という方法のみならず、これらの権利をも同時に駆使することによって行政を手続的にも統制し、いわゆる執行の欠缺ともいふべき状況の改善をはじめとして、環境保全の責を挙げようとする参事官草案の意図を看取することができる。

具体的には、後に詳述するように、承認団体に情報アクセス権を保障することによって、あらゆる環境情報の公開を求めることが可能となり、それによって得られた情報を基礎としつつ承認団体は事前手続において意見表明を行い、さらには、その情報を団体訴訟提起の際の資料として役立てることができるであろうし、他方で、公衆参加の制度化

は、事前手続における意見表明権や記録閲覧権を広く承認するだけでなく、この制度に基づき実際に参加した承認団体に対してのみ団体訴訟の当事者適格を付与するものとして規定されているため、情報アクセス権も公衆参加制度も、その実質は、第三編で規定される承認団体の協働権と異なるところはないと考えられるからである。

そこで、以下では、右のような認識を前提としつつ、ここで規定されている情報アクセス権と公衆参加制度の具体的内容を紹介し、本編において同時に規定されている団体訴訟との関係、および、第三編で規定する協働権との異同を分析することによって、全体としての権利保護制度における各々の位置づけもしくは機能を探ってみたい。

二 補完的権利保護制度としての情報アクセス権

1 序説

現在、ドイツにおいては、連邦および州において約三〇あまりの情報公開法およびその関連法が制定され、公衆に対する情報アクセス権を保障することによって、行政決定および権利保護の適正化を図ろうとしている⁽⁶⁴⁾。とりわけ、その中心に位置づけられるのが、二〇〇六年一月一日に施行された情報自由法⁽⁶⁵⁾ (Informationsfreiheitsgesetz - IfG)であり、同法に基づき各州において情報自由法制定の動きがみられるなど⁽⁶⁶⁾、行政法制全般にわたって情報アクセス権を保障していこうとする動きが顕著であるが、その嚆矢となったのが、環境情報へのアクセスを一般的な形で保障した環境情報法⁽⁶⁷⁾ (Umwelthinformatiionsgesetz - UIG)であった。このような、環境法分野における情報の重要性に対する意識を前提とするとき、情報アクセス権の制度化は、それ自体の保障にとどまらず、環境関連の他の制度との関わりにおいても重要な意義を有することになる。とりわけ、本稿の直接の関心事である団体訴訟との関連では、情報アクセス権が団体訴訟を補完する制度として機能すべく位置づけられており、両者の結びつきを意識した検討・分析が必要となる。

以下では、右のような問題意識の下に参事官草案が規定する情報アクセス権を概観していくことにするが、その際、行政庁による環境情報の伝達 (Übermittlung) につき、「消極的」 (passiv) 情報伝達と「積極的」 (aktiv) 情報伝達に分けて考察を加えていきたい。このような方法をとることによって、環境情報の獲得や提供をめぐる市民と行政との関わり、および環境保全のための諸制度における両者の役割、さらには、環境保全に果たす情報の役割・機能が、より明確になりうると考えられるからである⁽⁶⁸⁾。但し、以下では、紙幅の都合上、本稿の直接的な考察対象である団体訴訟制度との関わりでのみ検討を加えることとする。なお、ここで「積極的情報伝達」とは、市民・団体による情報アクセス権の主張を契機として環境情報を提供するところの、いわば行政の情報提供義務に基づく情報伝達をいい、「積極的情報伝達」とは、市民等のアクセス権行使とは直接には結びつかずに、行政自らの意思および判断によって市民・団体に情報を提供する場合をいう。

2 消極的情報伝達と積極的情報伝達

(a) 消極的情報伝達

(1) 一九九八年の委員会草案では、環境情報の提供・伝達についても一括して規律すべく、いくつかの規定が用意されていた⁽⁶⁹⁾。その規定内容からすれば、おそらくは、現在の環境情報法をも環境法典に取り込むべく構想されていたものと思われる。これに対して、参事官草案では、むしろ環境情報法の存在を前提に、連邦および州の環境情報法の規定を積極的に参照 (Verweis) すべしとする構成および規定内容となっている⁽⁷⁰⁾。すなわち、ここでは、これまで各々の環境情報法において独自に規定され発展してきた情報提供制度について、それを利害関係人に対して保障することとどまらず⁽⁷¹⁾、ひろく一般市民等の情報アクセス権を承認するという形で一元化し、その主張を契機とした行政庁の情報提供義務として捉えるべく参照規定が置かれているからである。

ところで、既存の環境情報法制におけるアクセス権を参照する規定は、環境親和性審査義務の範囲を確定する環境親和性審査法⁽⁷²⁾三a条、公衆の閲覧に関する同九条一b項二号、戦略的環境親和性審査義務の範囲を確定する同一四a条二項一号、戦略的環境親和性審査に付随する行政庁の監督を定める同一四b条四項などにも、その例がみられる。この点、たとえば、申請および認可の際に必要なとされる資料の公開 (öffentliche Auslegung) につき規定する参事官草案第一編九五条一項でも、起業案の公示後に新たに別の重要情報が発生した場合、連邦および州の環境情報法に基づく環境情報へのアクセス権を市民に対して認める規定を置いているが、これなどは環境親和性審査法九条一b項および連邦インミッション防止法一〇条三項の規定内容および方法をほぼそのまま受け継いだものとなっている。これらは、環境情報については各々の環境情報法に集約されているという認識を表すと同時に、環境以外の分野も含めた情報アクセス権の保障が、情報自由法を頂点とした法制度によってほぼ完成の域に達しているという状況、したがってまた、情報アクセス権をめぐるドイツにおける議論の成果を示すものとして、興味深い。戦略的環境親和性審査義務の範囲の確定に関する第一編八条、戦略的環境親和性審査に付随する行政庁の監督に関する一七条四項、環境親和性審査義務の範囲の確定に関する八二条一項、公衆の閲覧に関する九五条一項などが環境親和性審査法の関連規定を引き継いでいることも、同様に理解しうる。

(2) 右にみてきたように、参事官草案は、これまで連邦および州の環境情報法において制度的に確固たるものとして保障されてきた公衆のアクセス権に照準を合わせることによって、それらの法律と同様に、利害関係人だけではなく、市民および団体による環境情報へのアクセス権行使を容易にさせる制度設計を目指しているといえる⁽⁷³⁾。これとの関連では、市民等による情報アクセス権に基づく主張を契機とした情報提供、すなわち「消極的情報伝達」を制度上明確にすることを通して、環境情報のより一層の開示、換言すれば、環境法分野における国家の機密保持体質 (Arkaisierungstradition) を除去することも期待されているという指摘もある⁽⁷⁴⁾。

もつとも、環境情報法などによつても、市民や団体から資料の開示請求がなされた場合に、当該請求に係る資料の全てを公開する義務までもが行政に課されているわけではない。すなわち、公開の対象・程度は、連邦および州の環境情報法、さらにはそれをめぐる議論においても必ずしも明確とはなっておらず、市民等がアクセス請求しても必要な資料が開示されない可能性もあるからである⁽⁷⁵⁾。この点については今後の議論の蓄積を待つかないが、ここでは、さしあたり、参事官草案が「消極的情報伝達」を明確に意識しつつ制度構築を図ろうとしていたことだけは確認しておきたい。

(b) 積極的情報伝達

(1) 右に述べてきた「消極的情報伝達」は、市民等の情報アクセス権を前提とした行政の情報提供義務に基づく情報伝達であり、それは、いわば伝統的なドイツの行政手続法制の枠内⁽⁷⁶⁾で市民等の権利利益を保障しようとするものであるが、今日の環境問題の現実を考えると、それだけでは決して十分とはいえない。むしろ、行政自らが積極的に危険物等に関する情報を開示し、市民等の自主的な対応を促したり、社会状況の変化や環境リスク等の未知なる問題への柔軟な対応を促したりすることも要請されている⁽⁷⁷⁾。すなわち、市民等の情報アクセス権の行使を直接前提とはせず、行政が自らの意思および判断によつて市民や団体に情報を提供する、いわゆる「積極的情報伝達」の必要性である。

積極的情報伝達については、すでにいくつかの法令において明文の規定が置かれており、たとえば、環境への放射能の影響にかかる環境・自然保護・原子力大臣の連邦議会への報告義務を規定する放射線命令五条二項⁽⁷⁸⁾、環境統計法一六条および、同大臣に対する四年ごとの連邦全土にわたる環境状況の報告書の公表義務を規定する連邦環境情報法一一条および環境庁設置法二条二項⁽⁷⁹⁾などが、その例である。これらの義務と共に、連邦環境情報法一〇条では、

大臣、上級官庁そして地方公共団体は、自らが保有する情報を、随時、公衆に提供する旨の規定も置かれており、提供義務ある情報以外にも有益な情報が市民等に提供されるべきことが定められている。

(2) このような行政による積極的情報伝達の規定は参事官草案においてもそのまま受け継がれているが、参事官草案第一編八七条一項五号では、それにとどまらず、行政が起業案の立案者に対して申請の助言 (Gutachten) を行う際に、公衆との対話手続 (Dialogverfahren) を主導することもできるとしているが、行政による積極的情報伝達はいわば紛争の事前防止や回避を目的とした制度であるという理解を前提にすると、この種の規定を新たに設けた点は注目に値する。この規定は、従来からなされてきた実務上の慣行をとり入れたものであるが、その狙いとするところが、行政による助言を通して起業案の立案者および利害関係者が互いに協議できる機会を設け、相互の合意形成がなされ、潜在的な紛争を事前に回避することにあるとすれば、それはまさしく積極的情報伝達とその目的において共通するところがあり、⁽⁸¹⁾ 両制度の積極的運用による効果が期待されよう。

さらに、要認可施設事業者に対する情報提供義務もまた、第一編で引き継がれている。⁽⁸²⁾ ここでは、所轄行政庁は、右に述べた申請の助言を超えて、起業案立案者の申請資料の準備にとつて有用な情報を提供できるとされているが、これによって、起業案立案者が申請に必要な情報を容易に入手しうることはもちろん、申請資料の作成の際に要する調査費用の削減にもつながるものとの期待がある。⁽⁸³⁾ 情報の提供が企業経営それ自体にも有用であることを示す例として、興味深い。

(3) 他方で、たとえば、連邦インミツション防止法二七条⁽⁸⁴⁾における要認可施設の事業者に課されている四年ごとのエミツション報告書の提出義務について、第一編一二七条三項では、事業者に対して報告書の提出を命じるかどうかを所轄行政庁の自由裁量へと変更している。従来、行政による情報提供義務の議論は、それを施設操業者の情報提供義務と結びつけ、事業者側に定期的な報告書の作成義務を課し、それを通して行政が必要な情報を獲得しようという

前提のもとに、市民等への積極的な情報提供・伝達が可能となるとされてきた。しかし、今回の草案によれば、行政による裁量権が適正に行使され、必要な企業情報を行政が現実獲得しようということであれば問題はないが、そうでなければ、これまで定期的かつ確実に獲得できていた企業情報を行政が獲得できないということにもなりかねない。

このような変更にかんする意図があるのか、必ずしも明らかではないが、行政の裁量権が適正に行使されない場合には、市民等は、行政に対する情報アクセス権の行使に際して、同時に、裁量権の適正な行使による企業情報の獲得をも請求することになるであろうから、結局は、市民等によるアクセス権が行使されなければ環境情報は開示されない可能性を示唆しており、行政による積極的情報伝達は、市民のアクセス請求に依存せざるをえない状況ともなる。⁽⁸⁵⁾ しかしながら、ブルー・エンジェル (Blau-Engel) といった製品に対するラベル表示義務 (Kennzeichnungspflicht) 制度に現れているように、行政による積極的情報伝達の有用性を勘案するとき、あるいはまた、積極的情報伝達の形態としての環境監査などの制度が確立され、かなりの程度の機能を果たしているという状況⁽⁸⁶⁾に鑑みると、参事官草案にみられるこのような改正の方向がそのまま受け入れられるのかどうか、疑問なしとしない。

ただ、前述のように、参事官草案が、全体としての権利保護制度の中に団体訴訟制度や情報アクセス権等を整合的に位置づけようとしている点を併せ考慮するとき、安易な評価は避けなければならない。それゆえ、逆に、これまで形成もしくは制度化されてきた積極的情報伝達に関わる諸制度を、参事官草案がどのように位置づけようとしていたのか、あるいはまた、これからの議論においてそれらがどのように位置づけられていくのか、注意深く見守る必要がある。

三 補完的権利保護制度としての公衆参加

1 公衆参加制度の現状

(1) ドイツにおいては、ECのUVP指令、IVU指令、さらには戦略的環境審査指令や公衆参加指令⁽¹⁷⁾によって、市民が環境関連の行政手続に参与するための制度創設が求められ、それらに基づく国内法の整備が徐々に行われつつあるが、そのうち、既に、インミッション防止法⁽¹⁸⁾、原子力法⁽¹⁹⁾、そして循環経済・廃棄物法⁽²⁰⁾においては、起業案作成段階での公衆参加が保障されるに至っている。

ところで、右のように、公衆参加については、各環境法令で独立した形で規定されていることもあって、当該環境法規の中で、そして当該制度との関連でのみ議論されることが多いが、各々の公衆参加の目標自体は必ずしも相違しているわけではない。すなわち、公衆参加は、それを一般的な形で表現するならば、行政側からは、行政の決定基盤や決定自体を最適化するために公衆による意見表明や情報提供の機会を保障する制度として位置づけられるであろうし、他方で、公衆側からは、意見表明の権利を行使することによって、行政の決定手続が透明となり、行政の統制に貢献しうる制度として理解されうるからである⁽²¹⁾。公衆参加のこのような意義は、右の各EC指令においても明確に表現されており、そこでは、公衆の参加を通して、環境行政における決定の手続や内容を適正なものにし、同時に、環境的利益に関する公衆の意識改善を図ることによって、公衆の権利利益の保護に資するための制度としての位置づけがなされている。

もつとも、ここではそれら全てに言及する余裕はないため、以下では、さしあたり、参事官草案における公衆参加と団体訴訟との関係を考察するのに必要な限りにおいて、まずは公衆参加制度の現状を紹介し、それを踏まえたうえで、参事官草案における公衆参加制度に言及するにとどめたい。

(2) とところで、公衆参加の必要性・重要性が叫ばれ、その導入が促されている一方で、ここ十数年来のドイツ法の状況をみると、至るところで「規制緩和」(Deregulierung)や「手続期間の短縮」(Reduzierung der Verfahrensdauer)といった常套句が登場し、その実現に向けた制度的整備も図られつつある。もちろん、それ自体に異を唱えるものではないが、それを公衆参加との関連でみたとき、それらが公衆参加の縮減を目論んだものとして主張されている場合があることには注意が必要である⁽²²⁾。

すなわち、産業施設やインフラ整備の起業案認可に際しては、その手続がしばしば長期化することがあるが、公衆参加制度がその原因になっていると指摘されることがある⁽²³⁾。そのようなこともあって、近年の傾向として、たとえば、連邦幹線道路、連邦水路、鉄道建設、リニアモーターカー、配管、送電線といったインフラ整備に関わる起業案の認可に対する意見表明手続についていうならば、たとえ正規の手続をもって、かつ正規の期間内に意見表明がなされた場合であっても、それを討議(Diskussion)するかどうかの判断を行政の裁量に委ねるなど、公衆参加を実質的に制限している場合もある⁽²⁴⁾。たとえば、インフラ整備計画化手続促進化法⁽²⁵⁾は、連邦幹線道路法に基づく起業案に際して手続を簡略化できると規定している。さらに、環境親和性審査法九条一項三号では、環境親和性審査義務のある起業案の内容が変更された場合であっても、変更に伴う、もしくはその他重大な環境影響の恐れがなく、そして新しい異議が提起される見込みもなく、あるいは参加人全てが口頭による討議を放棄した限りで、行政の判断で公衆への再度の聴聞を見合わせることもできるとされている。この規定も、手続の迅速化のために、討議期間内に討議を完了させることを行政に求める規定であると理解しうる。

2 参事官草案における公衆参加制度

(1) 以上のようなドイツが直面している公衆参加の強化と縮減という相対立する議論の中にあつて、参事官草案が、いかなる立場をとっているのかが注目される。以下では、起業案に対する異議申立てとの関連で、公衆参加の一形態としての意見表明権の内容をみていきたい。

(2) まず、第一編に規定する環境親和性審査および戦略的環境審査の手続については、これまで各法律に散在して

いた各々の計画確定手続における公衆参加手続を統合化した同九四条から一〇一条までの規定が適用される⁽⁹⁷⁾。これによると、これらの手続は、起業案立案者による申請の出願を契機に開始されるが、申請自体が適切であると認められると、まず初めに申請に対する助言 (Antragsberatung) が行われ、次いで、環境親和性審査の調査範囲が確定される⁽⁹⁸⁾。そして、これらに対して意見が表明されない場合には、決定手続、担当部署およびその日時が省庁の刊行物、日刊新聞、およびインターネットなどで公表され⁽⁹⁹⁾、申請書類を一ヶ月間縦覧に供されるが、公衆は、縦覧開始後二ヶ月間、異議申立権限を有するとされている。

(3) とところで、起業案に対する異議は、期間内に申し立てられないと排除される⁽¹⁰⁰⁾が、期間内に申し立てがなされた場合には、その後、討議期日の公示がなされ⁽¹⁰¹⁾、申し立てられた異議内容に沿って討議されなければならない⁽¹⁰²⁾。もつとも、ここで注目すべきは、期間内に申し立てられた異議の範囲内であれば、意見表明をした者かどうにかかわりなく、万人が当該討議に関与することができる点である。しかし、他方で、認可庁が討議内容に関わりなく決定することを意見表明者全員に通知し、かつ、当該通知の到達後、これに対する異議が二週間以内になされなかつた場合、討議を例外的に行わないこともできる⁽¹⁰³⁾。意見表明権につきこのような制限が設けられたのは、計画確定手続に柔軟性をもたらすためである⁽¹⁰⁴⁾との説明がなされている。すなわち、市民等の生活に必要不可欠なインフラ整備などについては迅速になされることが必要であるという政治的意向を汲んでいるからである。さらに、同五一条三項で規定されている廃棄物処理場、配管そして人工貯水池および河川整備・防波堤整備・ダム整備などに対する統合的起業案認可についても、同五二条一項でさしあたりは公衆参加手続を経るものとされてはいるが、当該施設の認可手続が行政手続の簡素化をも認める規定である場合には、公衆参加を認める必要はないとされている。

(4) 結局のところ、参事官草案は、意見表明者と起業案立案者が討議する機会の確保に主眼を置いている⁽¹⁰⁵⁾。というのも、討議は、対立する利益の均衡ないし問題の解決策を見つけ易くし、これらを通じて、後の認可決定の受容や透明性の促進が期待されているからである⁽¹⁰⁶⁾。その際、討議期間の遵守も前提としている点にも、注意が必要である。このことから、参事官草案は、近年の公衆参加の強化と縮減といった見解の双方を尊重したものであるが、参事官草案においては、公衆参加制度を他の権利保護制度と無関係に独立した形で承認することを意図しているわけではなく、全体としての権利保護制度の一部として、具体的には、前述の情報アクセス権の場合と同じように、後に提起される団体訴訟との結びつきを意識しつつ、行政手続における公衆参加制度を団体訴訟を補完する制度として位置づけているからに他ならない。それゆえ、部分的には、公衆参加制度の縮減とみえる部分もないではないが、その点は手続の迅速化もしくは規制緩和の要請に基づくものであり、後の団体訴訟などの裁判による権利保護制度まで含めて捉えた場合には、決して権利利益の保護に欠けるところはない。むしろ、前述の団体の出訴資格をはじめとする団体訴訟の訴訟要件を従来よりも大幅に緩和していることまで併せ考えるならば、救済の範囲および内容は拡大しているともいえよう。公衆参加に対する強化と縮減の要求に対し、このような形で調和点を見いだしたことの意義を、われわれとしても十分に検討しなければならない。

おわりに

(1) 以上、本稿では、参事官草案における二種類の団体訴訟制度を紹介してきたが、団体訴訟をそれ自体として制度化しているだけでなく、権利保護制度全体の中で位置づけるべく、情報アクセス権や公衆参加制度との関連において制度化されていることが明らかとなった。

団体訴訟制度は、従来、協働権の行使との結びつきを強調することによって、行政訴訟制度における例外としてではなく、その体系の中に整合的に位置づけようとして試みてきたが、この点については、参事官草案においても異なるところは少ない。しかし、参事官草案における右のような位置づけは、本草案の一般的性格を考慮したときには、自然保

護法などにおける試みとは格段の違いがある。この点に関し、今後どのような議論が展開されるのか、注目したい。また、環境・権利救済法および第一編の団体訴訟は、それ自体のみに着目するならば、連邦自然保護法および第三編の団体訴訟よりも権利救済の範囲が狭いが、この点についても、右のような視点からの理解が求められるであろう。

(2) 他方で、参事官草案では、団体訴訟を情報アクセス権や公衆参加といった権利保護制度と結びつけることで、これまでとは異なる新たな展開を示しつつある。つまり、そこには、情報アクセス権、公衆参加、そして団体訴訟を用いて環境行政の欠陥を改善しようとする今日のドイツ行政法および環境法の今後の方向性を垣間見ることができない。それゆえ、権利保護制度全体の中で位置づけられた団体訴訟制度は、もはや自然保護法の分野における特殊な制度の枠を越えたともいえない。これを顕著に示すと思われるのが、ドイツ環境法の分野で独自に展開されてきた協働権や団体訴訟制度について、それを一般行政手続法および行政裁判所法などの一般行政法へ導入すべきであるとの主張が登場していることである。⁽¹⁰⁾ 今後の推移を見守りたい。

(1) 参事官草案は、ドイツ連邦環境・自然保護・原子力省のホームページ (<http://www.bmu.de/umweltschutz/download/404.de.php>) で、その理由書 (Begründung) とともに公表されている。なお、同草案の公表以降、インターネットによる意見公募が行われ、二〇〇八年二月四日に同草案は改訂されているが、本稿における検討は改訂版に基づいている。

(2) 教授草案に至るまでの経緯については、藤田宙靖「ドイツ環境法典草案について」自治研究六八巻一〇号(一九九二)三頁以下、三・ヒヤエル・クレップフナー(松橋一彦訳)「ドイツ環境法の法典化について」金沢法学三九巻一号(一九九六)三三三頁以下で紹介されている。

(3) M. Kloepfer/E. Rehbinder/E. Schmidt-Abmann/P. König Umweltgesetzbuch-Allgemeiner Teil, Berichte 7/90 des Umweltbundesamtes, 2. Aufl., 1991.

(4) H.D. Jarass/M. Kloepfer/P. König/H.-J. Papier/F.-J. Felke/E. Rehbinder/J. Salzwedel/E. Schmidt-Abmann, Umweltgesetzbuch-Besonderer Teil(UGB-BT), Berichte 4/94 des Umweltbundesamtes, 1994.

(5) Vgl. dazu M. Kloepfer/W. Durner, Der Umweltgesetzbuch-Entwurf der Sachverständigenkommission(UGB-KomE), DVBl. 1997, S. 1081ff., S. 1083.

(6) Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit (Hrsg.), Umweltgesetzbuch(UGB-KomE): Entwurf der Unabhängigen Sachverständigenkommission zum Umweltgesetzbuch beim Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, 1998.

(7) 環境法典の歴史およびその意義については、vgl. M. Kloepfer, Umweltschutzrecht, 2008, S. 21ff.; ders., Sinn und Gestalt des kommentierten Umweltgesetzbuchs, UPR 2007, S. 161ff., S. 162. 同論文の翻訳として、三・ヒヤエル・クレップフナー(松本和彦訳)「ドイツ環境法典の編纂プロジェクト」ノモス二二号(二〇〇七)五一頁以下がある。なお、高橋信隆・岩崎恭彦「リスク制衡手法としての環境試験命令ドイツ環境法典草案を素材として」立教法学六三三号(二〇〇三)四頁以下では、委員会草案の時点での法典化目標と「調和化」(Harmonisierung)や「簡素化」(Vereinfachung)とされた点があげられていることを指摘しているが、それらが参事官草案第一編S理由書における目標として掲げられたことからも明らかである。それらの視点は一連の法典編纂化作業において表裏二面を貫かれており、参事官草案S理由書については、vgl. Begründung zum Entwurf des Ersten Buches Umweltgesetzbuch-Allgemeine Vorschriften und vorhabenbezogenes Umweltrecht(UGB-D), S. 1ff. (http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemeins/application/pdf/ugb1_allgem_vorschriften_begrueundung.pdf)

(8) 参事官草案が公表されるまでの経緯については、vgl. M. Kloepfer, Das Umweltgesetzbuch auf dem Weg zum Referentenentwurf eines UGB(UGB-RefE), Die Verwaltung 2008, S. 196ff., S. 199. なお、巻頭一章「動き出した環境法典制定—ドイツ—」日本エネルギー法研究所月報一九五号(二〇〇八)一頁以下を参照。

(9) Gesetz zur Änderung des Grundgesetz, vom 28. August 2006, BGBl. I S. 2034. 第一次連邦制度改革が自然保護分野へ及ぼす影響については、vgl. K. Meßersmidt, Das künftige Naturschutzrecht - Naturschutz und Landschaftspflege im Dritten Buch des Umweltgesetzbuchs und die mögliche Abweichungsgesetzgebung der Länder, UPR 2008, S. 361ff. それでは、自然保護の分野における連邦の統合的立法権限と州の参事官立法権限 (Abweichungsgesetzgebung) の関係に着目して自然保護法制の今後の展望が論じられている。なお、ドイツの連邦制度改革の詳細については、中西優美子「ドイツ連邦制改革とEU法—環境分野の権限に関するドイツ基本法改正を中心に—」専修法学一〇〇号(二〇〇七)一七三頁以下、戸部真澄「ドイツ連邦制改革における財政改革—季刊環境研究一四九号(二〇〇八)一五二頁以下を参照。これらによれば、連邦制度改革は、連邦と州の立法権限の錯綜やそれに伴うEU指令の国内法の遅延といった問題に対処するべく、連邦と州の関係を改善することを目的としているが、それは、基本法で規定されていた連邦と州の立法権限の見直しを伴う。その意味でドイツの連邦制の機軸に関わる大改革であった。

- (10) 本法案については、ドイツ連邦議会議事録 (BT-Drs. 16112/74) 参照。
- (11) 参事官草案における団体訴訟制度を権利保護制度全体の中で位置づけ、分析するものとして、vgl. S. Schlacke, Information, Beteiligung und Rechtsschutz im Umweltschutzbuch, in: W. Kock (Hrsg.), Auf dem Weg zu einem Umweltgesetzbuch nach der Föderalismusreform, 2008, S. 107ff. 本稿の記述は、同書に負うところが大きい。
- (12) なお、現行の連邦自然保護法については、大久保規子・榊島博志・桑原勇進「ドイツ連邦自然保護法」季刊環境研究一四七号(二〇〇七)五四頁以下に訳出されており、本稿でも参照した。
- (13) ドイツ行政訴訟裁判所法における客観的権利保護の可否については、vgl. L. Radespiel, Die naturschutzrechtliche Verbandsklage, 2007, S. 28ff. ドイツの行政訴訟制度については、枚舉に暇がないが、比較的最近のものとして、山本龍司「外国行政訴訟研究報告」行政訴訟に関する外国法調査一ドイツ(上・下)―シニリスト一三三八号(二〇〇三)八六頁以下、同二二三九号(二〇〇三)一〇八頁以下参照。
- (14) 環境法領域におけるこのような認識を前提に、自然保護以外の分野でも団体訴訟を導入すべき可否を提唱するものとして、vgl. R. Albrecht, Verbandsklage und gerichtliche Kontrolle von Verfahrensfehlern: Neue Entwicklungen im Umweltrecht, DÖV 2006, S. 621ff., S. 624. 具体的には、ヤン・ミン・オン 助立法分野での団体訴訟の導入が提案されている。
- (15) 執行的な執行については、vgl. R. Eckardt, Steuerungsdefizite im Umweltrecht, 2001, S. 37ff.; M. Kioepfer, Umweltrecht, 3. Aufl., 2004, S. 281f. わが国におおざっぱにドイツ環境法における執行の欠陥を論じるものとして、高橋信隆「環境調査の構造と理論的課題(下)―ドイツ環境調査法を素材として―」立教法学四九号(一九九八)七三頁以下参照。
- (16) Vgl. Kioepfer (FuBn. 16), S. 588ff., S. 592ff.
- (17) 二〇〇二年S連邦自然保護法改正以前に団体訴訟導入の可能性を論じるものとして、vgl. E. Rehbinder, Argumente für die Verbandsklage im Umweltrecht, ZRP 1976, S. 157ff.; K. Reider, Verfahrensrechtliche Bedenken gegen die Verbandsklage, ZRP 1976, S. 163ff.; R. Wolf, Zur Entwicklung des Verbandsklage im Umweltrecht, ZUR 1994, S. 1ff.; J. Bizer/T. Ormond/U. Riedel, Die Verbandsklage im Naturschutzrecht, 1990; K. Balleis, Mitwirkungs- und Klagerechte anerkannter Naturschutzverbände. Zugleich eine vergleichende Untersuchung der Regelungen in den Landesnaturschutzgesetzen, 1994.
- (18) Gesetz über Naturschutz und der Landschaftspflege, vom 26. März 2002, BGBl. I S. 1193, zuletzt geändert durch Artikel 3 des Gesetzes vom 22. Dezember 2008, BGBl. I S. 2986.
- (19) L. Harigke, Die Stellung der anerkannten Naturschutzverbände im verwaltungsgerichtlichen Verfahren, NVwZ 1997, S. 538ff. 以下には「公益的団体訴訟のほか、団体固有の権利が侵害された場合に提起される団体侵害訴訟(Verbandsverletzungsklage)」が45

団体の構成員の個人的権利の侵害を団体の名で主張する公益的団体訴訟(egoistische Verbandsklage)が挙げられている。わが国にドイツ環境法上の団体訴訟の類型を論じるものとして、大久保規子「ドイツ環境法における団体訴訟」小早川光郎ほか編「行政法の発展と変革(下巻)」(植野宏先生古稀祝賀)有斐閣(二〇〇二)三八頁以下参照。また「公益的団体訴訟との比較で、それ以外の団体訴訟の機能について論じるものとして、小澤久仁男「ドイツ連邦自然保護法上の団体訴訟―自然保護団体の協働権からの分析―」立教大学大学院法学研究(二九号(二〇〇九)五八頁以下参照。

- (20) 二〇〇二年の改正連邦自然保護法を分析するものとして、vgl. T. Wilrich, Vereinbeteiligung und Verbandsklage im neuen Bundesnaturschutzgesetz, DVBl. 2002, S. 872ff.; R. Seelig/B. Gundling, Die Verbandsklage im Umweltrecht: Aktuelle Entwicklungen und Zukunftsperspektiven im Hinblick auf die Novelle des Bundesnaturschutzgesetzes und supranationale und internationale rechtliche Vorgaben, NVwZ 2002, S. 1033ff.; B. Stier, Die naturschutzrechtliche Verbandsbeteiligung und Verbandsklage, NuR 2002, S. 708ff.; C. Gullies, Die umweltrechtliche Verbandsklage nach der Novellierung des Bundesnaturschutzgesetzes: Tendenzen zu einer "Privatisierung des Gemeinwohls" im Verwaltungsrecht?, NJW 2003, S. 97ff.
- (21) Gesetz über ergänzende Vorschriften zu Rechtsbehelfen in Umweltangelegenheiten nach der EG-Richtlinie 2003/35/EG vom 7. Dezember 2006, BGBl. I S. 2816. 環境・権利救済法を分析するものとして、vgl. z. B. S. Schlacke, Das Umwelt Rechtsbehelfgesetz, NuR 2007, S. 5ff.; J. Ziekow, Das Umwelt-Rechtsbehelfgesetz im System des deutschen Rechtsschutzes, NVwZ 2007, S. 259ff.; J. Schumann, Umweltrechtsbehelfgesetz, UPR 2008, S. 13ff. 大久保規子「イベントにおける環境・法的救済法の成立(一・二)」一団体系訴訟の法的性質をめぐり「考察―」版大法学五十巻二期(二〇〇七年)二〇三頁以下、同五八巻一期(二〇〇八)二一九頁以下参照。
- (22) Gesetz über die Vermeidung und Sanierung von Umweltschäden vom 10. Mai 2007, BGBl. I S. 666. 環境損害法を分析するものとして、vgl. z. B. C. Schrader/T. Heltenbroich, Verbandsklage nach dem Umweltschadengesetz(USchadG), ZUR 2007, S. 289ff. 大久保規子「ドイツの環境損害法と団体訴訟」版大法学五八巻二期(二〇〇七)一頁以下。
- (23) 自然保護法以外の分野も含めた現行ドイツ環境法における団体訴訟の構造については、vgl. M. Kioepfer (FuBn. 7), S. 317ff.
- (24) なお、環境・権利救済法においても、団体の協働と団体訴訟が連動した制度となっており、団体訴訟の提起の際に自己の権利侵害を主張する必要がないとされているため、そこでの団体訴訟は、とりあえずは連邦自然保護法と同様の制度として位置づけられることができる。ただ、それは、個人の権利を根拠づけることができ、さらには、決定にとって重要な法規違反の存在の場合にのみ(同法二条一項一号)許可されているため、環境・権利救済法における団体訴訟については、主観的権利保護と客観的権利保護の中間的制度として位置づけられると解するのが一般的である。vgl. z. B. Schlacke (FuBn. 21), S. 8ff.
- (25) 自然保護法制における協働権の発展過程については、かつて開端に紹介したことがある。小澤・前掲註(19)五四頁以下。

- (26) 連邦自然保護法においては、二〇〇二年の改正によって排除効が導入されるが、それ以前の原子力法制およびインミッション防止法制における排除効の議論を紹介するものとして、山田洋「参加手続と排除効―西ドイツ行政手続における *Präklusion*―」西南学院大法学論集一九巻四号（一九八七）五三頁以下がある。
- (27) ドイツにおいては、二〇〇二年に初めて連邦レヴエルで団体訴訟が導入されるが、それ以前の各州の団体訴訟制度の動向を紹介・分析するものとして、伊藤眞「ドイツ連邦共和国における環境保護と団体訴訟（一・二）―「紛争管理権」の比較法的研究・その二―」民商法雑誌八三巻二号（一九八〇）一八九頁以下、同八三巻三号（一九八〇）三六七頁以下、宮崎良夫「行政訴訟における団体の原告資格―西ドイツにおける団体訴訟の展開―」立命館法学一七三号（一九八四）六六頁以下、同「環境行政訴訟における団体の原告資格論―西ドイツにおける展開の一考察―」立命館法学一八二号（一九八五）四八二頁以下、同「団体訴訟の可能性」京都学議法学三〇〇三―一西ドイツにおける展開の二考察―」立命館法学一八二号（一九八五）四八二頁以下、同「環境行政訴訟における団体の原告資格論」一〇五頁、同三三巻二号（二〇〇二）八九頁以下参照。また、近年のドイツの団体訴訟制度を分析するものとして、大久保規子「ドイツにおける環境団体訴訟の強化―二〇〇二年連邦自然保護法改正を中心として―」季刊行政管理研究一〇五号（二〇〇四）三頁、同「環境団体訴訟の新動向―E.U.法の発展とドイツの実態（特集）世界の環境問題と環境政策の新動向―」環境と公害三四巻四号（二〇〇五）二二頁、大塚直「論点講座 環境法の新展開 第九回 環境権（二）」法学教室二九四号（二〇〇五）一一頁以下参照。
- (28) 一九七〇年代のドイツにおける団体訴訟をめぐる議論、とりわけ、団体訴訟制度創設の際に議論の中心であった協働権の存否・承認等の問題については、小澤・熊掲註（19）六五頁以下。
- (29) 環境・権利救済法が制定された背景については、vgl. C. Schröder, *Neue Entwicklungen in der Verbandsmitwirkung und Verbandsklage*, S. 206ff., S. 206f. また、大久保・熊掲註（21）版大法学五七巻二号二〇三頁以下でも紹介されている。
- (30) UGBI (Publ. 7), S. 170ff.
- (31) § 3 Abs. 1 Nr. 4 UmwRG.
- (32) なお、本文で述べたように、自然保護の目的を促進する「承認団体」でなければ、第三編所定の意見表明権や記録閲覧権などを行使することはできないとされる（第三編六五条一項）。
- (33) § 6 Abs. 1 Nr. 9 Körperschaftengesetz (KStG), i. d. F. d. Bek. vom 16. Oktober 2002, BGBl. I S. 4134, 447. 同条による「公共目的」は、狭義目的として有目的のために設立された法人または団体について法人税が免除されると規定している。
- (34) Vgl. Radespiel (Publ. 13), S. 84.
- (35) Vgl. Schlacke (Publ. 11), S. 121.

- (36) Vgl. BT-Drs. 14/6378, S. 69.
- (37) 第三編三六条二項の「保護地域の計画準備として」連邦幹線道路法 (Bundesfernstraßengesetz - FStrG) 一六条および連邦水路法 (Bundeswasserstraßengesetz - WStrG) 一三條二項の「計画」を挙げている。しかし「その他(計画)」も、第三編七条一項八号に「自然保護指令および欧州鳥類保護指令に基づいて行われる計画を指す」として、Vgl. dazu Begründung zum Entwurf des Dritten Buches Umweltgesetzbuch, Naturschutz und Landschaftspflege (UG III), S. 82.
- (38) Richtlinie 92/43/EWG des Rates vom 21. Mai 1992 zur Erhaltung der natürlichen Lebensräume sowie der wildlebenden Tiere und Pflanzen, ABl. L 206 vom 22. Juli 1992, S. 7.
- (39) Richtlinie 79/409/EWG des Rates vom 2. April 1979 über die Erhaltung der wildlebenden Vogelarten, ABl. L 103 vom 26. April 1979, S. 1. 欧州鳥類保護指令に基づいて、自然保護「野鳥の保全に関する一九七九年四月二日の理事会指令 (79/409/EEC) 参 (特集) 世界の環境問題と法と政策研究」(一九九八) 一一八頁以下参照。
- (40) 巨峰は「ナチュール」(NATURA 2000) と呼ばれる自然保護のための特別保護地域 (Besonderes Schutzgebiete) に関する規定である。なお、E.U.で実施されている自然保護政策については、巨峰が「E.U.自然保護政策とナチュール」(二〇〇一年環境保護指令の実施過程におけるE.U.とフランス) 山田武進・松澤宏昭編「生物多様性保全と環境政策―先進国の政策と事例に学ぶ―」岩波書店出版会 (二〇〇六) 一三三頁以下を参照。
- (41) 二〇〇二年の改正連邦自然保護法において地区詳細計画が導入されなかった点を批判するものとして、Radespiel (Publ. 13), S. 93.
- (42) Vgl. BT-Drs. 14/6378, S. 61.
- (43) § 17 Gesetz zum Schutz vor schädlichen Umwelteinwirkungen durch Luftverunreinigungen, Geräusche, Erschütterungen und ähnliche Vorgänge (Bundes-Immissionsschutzgesetz - BImSchG), i. d. F. d. Bek. 26. September 2002, BGBl. I S. 3830, das zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 23. Oktober 2007, BGBl. I S. 2470.
- (44) UGBI (Publ. 7), S. 168f.
- (45) Vgl. Schlacke (Publ. 11), S. 125f.
- (46) Vgl. R. Aliewald (Publ. 14), S. 628f.
- (47) §§ 83-86 UGBI-PaE, 111ff. 210ff. 211ff. 212ff. 213ff. 214ff. 215ff. 216ff. 217ff. 218ff. 219ff. 220ff. 221ff. 222ff. 223ff. 224ff. 225ff. 226ff. 227ff. 228ff. 229ff. 230ff. 231ff. 232ff. 233ff. 234ff. 235ff. 236ff. 237ff. 238ff. 239ff. 240ff. 241ff. 242ff. 243ff. 244ff. 245ff. 246ff. 247ff. 248ff. 249ff. 250ff. 251ff. 252ff. 253ff. 254ff. 255ff. 256ff. 257ff. 258ff. 259ff. 260ff. 261ff. 262ff. 263ff. 264ff. 265ff. 266ff. 267ff. 268ff. 269ff. 270ff. 271ff. 272ff. 273ff. 274ff. 275ff. 276ff. 277ff. 278ff. 279ff. 280ff. 281ff. 282ff. 283ff. 284ff. 285ff. 286ff. 287ff. 288ff. 289ff. 290ff. 291ff. 292ff. 293ff. 294ff. 295ff. 296ff. 297ff. 298ff. 299ff. 300ff. 301ff. 302ff. 303ff. 304ff. 305ff. 306ff. 307ff. 308ff. 309ff. 310ff. 311ff. 312ff. 313ff. 314ff. 315ff. 316ff. 317ff. 318ff. 319ff. 320ff. 321ff. 322ff. 323ff. 324ff. 325ff. 326ff. 327ff. 328ff. 329ff. 330ff. 331ff. 332ff. 333ff. 334ff. 335ff. 336ff. 337ff. 338ff. 339ff. 340ff. 341ff. 342ff. 343ff. 344ff. 345ff. 346ff. 347ff. 348ff. 349ff. 350ff. 351ff. 352ff. 353ff. 354ff. 355ff. 356ff. 357ff. 358ff. 359ff. 360ff. 361ff. 362ff. 363ff. 364ff. 365ff. 366ff. 367ff. 368ff. 369ff. 370ff. 371ff. 372ff. 373ff. 374ff. 375ff. 376ff. 377ff. 378ff. 379ff. 380ff. 381ff. 382ff. 383ff. 384ff. 385ff. 386ff. 387ff. 388ff. 389ff. 390ff. 391ff. 392ff. 393ff. 394ff. 395ff. 396ff. 397ff. 398ff. 399ff. 400ff. 401ff. 402ff. 403ff. 404ff. 405ff. 406ff. 407ff. 408ff. 409ff. 410ff. 411ff. 412ff. 413ff. 414ff. 415ff. 416ff. 417ff. 418ff. 419ff. 420ff. 421ff. 422ff. 423ff. 424ff. 425ff. 426ff. 427ff. 428ff. 429ff. 430ff. 431ff. 432ff. 433ff. 434ff. 435ff. 436ff. 437ff. 438ff. 439ff. 440ff. 441ff. 442ff. 443ff. 444ff. 445ff. 446ff. 447ff. 448ff. 449ff. 450ff. 451ff. 452ff. 453ff. 454ff. 455ff. 456ff. 457ff. 458ff. 459ff. 460ff. 461ff. 462ff. 463ff. 464ff. 465ff. 466ff. 467ff. 468ff. 469ff. 470ff. 471ff. 472ff. 473ff. 474ff. 475ff. 476ff. 477ff. 478ff. 479ff. 480ff. 481ff. 482ff. 483ff. 484ff. 485ff. 486ff. 487ff. 488ff. 489ff. 490ff. 491ff. 492ff. 493ff. 494ff. 495ff. 496ff. 497ff. 498ff. 499ff. 500ff. 501ff. 502ff. 503ff. 504ff. 505ff. 506ff. 507ff. 508ff. 509ff. 510ff. 511ff. 512ff. 513ff. 514ff. 515ff. 516ff. 517ff. 518ff. 519ff. 520ff. 521ff. 522ff. 523ff. 524ff. 525ff. 526ff. 527ff. 528ff. 529ff. 530ff. 531ff. 532ff. 533ff. 534ff. 535ff. 536ff. 537ff. 538ff. 539ff. 540ff. 541ff. 542ff. 543ff. 544ff. 545ff. 546ff. 547ff. 548ff. 549ff. 550ff. 551ff. 552ff. 553ff. 554ff. 555ff. 556ff. 557ff. 558ff. 559ff. 560ff. 561ff. 562ff. 563ff. 564ff. 565ff. 566ff. 567ff. 568ff. 569ff. 570ff. 571ff. 572ff. 573ff. 574ff. 575ff. 576ff. 577ff. 578ff. 579ff. 580ff. 581ff. 582ff. 583ff. 584ff. 585ff. 586ff. 587ff. 588ff. 589ff. 590ff. 591ff. 592ff. 593ff. 594ff. 595ff. 596ff. 597ff. 598ff. 599ff. 600ff. 601ff. 602ff. 603ff. 604ff. 605ff. 606ff. 607ff. 608ff. 609ff. 610ff. 611ff. 612ff. 613ff. 614ff. 615ff. 616ff. 617ff. 618ff. 619ff. 620ff. 621ff. 622ff. 623ff. 624ff. 625ff. 626ff. 627ff. 628ff. 629ff. 630ff. 631ff. 632ff. 633ff. 634ff. 635ff. 636ff. 637ff. 638ff. 639ff. 640ff. 641ff. 642ff. 643ff. 644ff. 645ff. 646ff. 647ff. 648ff. 649ff. 650ff. 651ff. 652ff. 653ff. 654ff. 655ff. 656ff. 657ff. 658ff. 659ff. 660ff. 661ff. 662ff. 663ff. 664ff. 665ff. 666ff. 667ff. 668ff. 669ff. 670ff. 671ff. 672ff. 673ff. 674ff. 675ff. 676ff. 677ff. 678ff. 679ff. 680ff. 681ff. 682ff. 683ff. 684ff. 685ff. 686ff. 687ff. 688ff. 689ff. 690ff. 691ff. 692ff. 693ff. 694ff. 695ff. 696ff. 697ff. 698ff. 699ff. 700ff. 701ff. 702ff. 703ff. 704ff. 705ff. 706ff. 707ff. 708ff. 709ff. 710ff. 711ff. 712ff. 713ff. 714ff. 715ff. 716ff. 717ff. 718ff. 719ff. 720ff. 721ff. 722ff. 723ff. 724ff. 725ff. 726ff. 727ff. 728ff. 729ff. 730ff. 731ff. 732ff. 733ff. 734ff. 735ff. 736ff. 737ff. 738ff. 739ff. 740ff. 741ff. 742ff. 743ff. 744ff. 745ff. 746ff. 747ff. 748ff. 749ff. 750ff. 751ff. 752ff. 753ff. 754ff. 755ff. 756ff. 757ff. 758ff. 759ff. 760ff. 761ff. 762ff. 763ff. 764ff. 765ff. 766ff. 767ff. 768ff. 769ff. 770ff. 771ff. 772ff. 773ff. 774ff. 775ff. 776ff. 777ff. 778ff. 779ff. 780ff. 781ff. 782ff. 783ff. 784ff. 785ff. 786ff. 787ff. 788ff. 789ff. 790ff. 791ff. 792ff. 793ff. 794ff. 795ff. 796ff. 797ff. 798ff. 799ff. 800ff. 801ff. 802ff. 803ff. 804ff. 805ff. 806ff. 807ff. 808ff. 809ff. 810ff. 811ff. 812ff. 813ff. 814ff. 815ff. 816ff. 817ff. 818ff. 819ff. 820ff. 821ff. 822ff. 823ff. 824ff. 825ff. 826ff. 827ff. 828ff. 829ff. 830ff. 831ff. 832ff. 833ff. 834ff. 835ff. 836ff. 837ff. 838ff. 839ff. 840ff. 841ff. 842ff. 843ff. 844ff. 845ff. 846ff. 847ff. 848ff. 849ff. 850ff. 851ff. 852ff. 853ff. 854ff. 855ff. 856ff. 857ff. 858ff. 859ff. 860ff. 861ff. 862ff. 863ff. 864ff. 865ff. 866ff. 867ff. 868ff. 869ff. 870ff. 871ff. 872ff. 873ff. 874ff. 875ff. 876ff. 877ff. 878ff. 879ff. 880ff. 881ff. 882ff. 883ff. 884ff. 885ff. 886ff. 887ff. 888ff. 889ff. 890ff. 891ff. 892ff. 893ff. 894ff. 895ff. 896ff. 897ff. 898ff. 899ff. 900ff. 901ff. 902ff. 903ff. 904ff. 905ff. 906ff. 907ff. 908ff. 909ff. 910ff. 911ff. 912ff. 913ff. 914ff. 915ff. 916ff. 917ff. 918ff. 919ff. 920ff. 921ff. 922ff. 923ff. 924ff. 925ff. 926ff. 927ff. 928ff. 929ff. 930ff. 931ff. 932ff. 933ff. 934ff. 935ff. 936ff. 937ff. 938ff. 939ff. 940ff. 941ff. 942ff. 943ff. 944ff. 945ff. 946ff. 947ff. 948ff. 949ff. 950ff. 951ff. 952ff. 953ff. 954ff. 955ff. 956ff. 957ff. 958ff. 959ff. 960ff. 961ff. 962ff. 963ff. 964ff. 965ff. 966ff. 967ff. 968ff. 969ff. 970ff. 971ff. 972ff. 973ff. 974ff. 975ff. 976ff. 977ff. 978ff. 979ff. 980ff. 981ff. 982ff. 983ff. 984ff. 985ff. 986ff. 987ff. 988ff. 989ff. 990ff. 991ff. 992ff. 993ff. 994ff. 995ff. 996ff. 997ff. 998ff. 999ff. 1000ff.
- (48) § 46 Verwaltungsverfahrensgesetz (VwVfG), i. d. F. d. Bek. vom 23. Januar 2004, BGBl. I S. 102, das zuletzt geändert durch Artikel 10 des Gesetzes vom 17. Dezember 2008, BGBl. I S. 2596, 249. 同条は「(改正手続法) 第四六条二項に規定する行政

行なつては、実体において異なる決定がなされなかったと推測される場合には、手続形式または土地管轄に関する規定に違反して成立したと見なすのみを理由として、その取消しを求めることはできない」と規定す。

- (49) この場合、第一編の規定に代わって、建設法典 (Baugesetzbuch - BaugB) 二二四条以下の規定または州の関連規定が適用されるが、これらは手続の瑕疵が存在する場合における規定を認めるものではない。Vgl. M. Kment, Das neue Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz und seine Bedeutung für das UVPG-Rechtsschutz des Vorhabenbearbeiters, anerkannter Vereinigungen und Dritter, NVwZ 2007, S. 274ff., S. 276.

- (50) Richtlinie 86/337/EWG des Rates vom 27. Juni 1986 über die Umweltverträglichkeitsprüfung bei bestimmten öffentlichen und privaten Projekten, ABl. L 176 vom 5. Juli 1986, S. 40, das zuletzt geändert durch Richtlinie 97/11/EG des Rates vom 3. März 1997, ABl. L 73 vom 14. März 1997, S. 5.

- (51) Richtlinie 2006/1/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 16. Januar 2006 über die integrierte Vermeidung und Verminderung der Umweltverschmutzung, ABl. L 24 vom 29. Januar 2006, S. 8. 一〇〇〇指令については、毎年出版の「環境政策の統合的回避および低減に関する一九九六年九月二四日欧州共同体閣僚理事会指令 (96/61/EC) 各城法学五〇巻一一二号(一〇〇一一)一〇二頁以下参照。

- (52) Richtlinie 2003/35/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 26. Mai 2003 über die Beteiligung der Öffentlichkeit bei der Ausarbeitung bestimmter umweltbezogener Pläne und Programme und zur Änderung der Richtlinie 86/337/EWG und der Richtlinie des Rates in Bezug auf die Öffentlichkeitsbeteiligung und den Zugang zu Gerichten, ABl. L 156 vom 26. Juni 2003, S. 17.

- (53) 環境・権利保護法と行政法との関係、その両者の関係の整理と今後の展望について、Vgl. C. Calhess, Integrierte Vorhabenprüfung und Rechtsschutz im aktuellen Entwurf des UGB I, ZUR 2008, S. 343ff., S. 350f.; Ziekow (Fuhrn. 21), S. 265ff.; W. Ewer, Ausgewählte Rechtsanwendungstragen des Entwurfs für ein Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz, NVwZ 2007, S. 273. また、この論文を紹介するものとして、大久保・前掲註(21)版大法学五八巻二号(二〇〇八)二七九頁以下参照。

- (54) Vgl. Schlaack (Fuhrn. 11), S. 137f.

- (55) 環境・権利保護法と自然保護法の関係に関する論文の紹介については、Vgl. Schlaack (Fuhrn. 11), S. 130ff.; J. Kerkmann, Das Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz (I), BAUR 2007, S. 1627ff., S. 1629; Schumacher (Fuhrn. 21), S. 19ff.

- (56) 二〇〇四年の新規・修正環境法改正案に関する「W. Durner/C. Walter (Hrsg.), Rechtspolitische Spielräume bei der Umsetzung der Aarhus-Konvention, 2006, S. 171ff.」および掲載された論文。

- (57) BT-Drs. 162486, S. 11.

- (58) VG Bremen, Urt. v. 29.11.2007, ZUR 2008, 368ff., 370.

- (59) Vgl. Schlaack (Fuhrn. 11), S. 192.

- (60) Vgl. U. Rannauer, in: H.-J. Koch (Hrsg.), Umweltrecht, 2. Aufl., 2007, S. 147f.

- (61) Vgl. S. Schlaack, Oberindividueller Rechtsschutz, 2008, S. 474ff.

- (62) Vgl. Schlaack (Fuhrn. 21), S. 15f.

- (63) § 44 Abs. 10 UGB I -RedE. 同条では、情報アクセス権や公衆参加の権利主体たる「公衆」につき、自然人または法人ならびにこれら各集合体 (Vereinigung) を指すこととする。

- (64) Vgl. T. Schomerus/U. Tolkmitt, Informationsfreiheit durch Zugangsvielzahl? Ein Vergleich der Informationszugangsgesetze nach IFG, UIG und VIG, DÖV 2007, S. 985ff.

- (65) Gesetz zur Regelung des Zugangs zu Informationen des Bundes, vom 6. September 2005, BGBl. I S. 2722. 情報自由法については、Vgl. M. Kloepfer, Informationsrecht, 2002, S. 410ff. わが国におおって、ドイツの情報自由法を紹介するものとして、藤原静雄「ドイツ連邦情報自由法の成立」ジュリスト二〇〇一年(二〇〇一年)七〇頁以下、米丸恒治「海外情報ドイツ連邦情報公開法の概要」季報情報公開個人情報保護一八号(二〇〇五年)四二頁以下参照。

- (66) 各州の状況については、Vgl. a. B. F. Schoch, Kommentier Informationsfreiheitsgesetz, 2009, S. 67ff. それによる「ベルリン州、ブランデンブルク州、ブレーメン州、ハンブルク州、メクレンブルク・フォアポムメルン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ザールラント州、ザクセン・アンハルト州、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州、チューリゲン自由州の一〇州で情報自由法が制定されている。

- (67) Umweltinformationsgesetz, vom 22. Dezember 2004, BGBl. I S. 3704. わが国でドイツの環境情報法の近年の動向を紹介するものとして、大久保慶子「ドイツ新環境情報法(特集:最近の注目される各国の環境法を概観する)」季刊環境研究一四四号(二〇〇七年)六四頁以下がある。

- (68) このような分類方法によって環境法制における情報伝達制度を分析するものとして、Vgl. C. Schrader, in: T. Schomerus/C. Schrader/B. W. Wegener (Hrsg.), Handkommentar Umweltinformationsgesetz, 2. Aufl., S. 347ff.; M. Kloepfer, Umweltrecht als Informationsrecht, UPR 2005, S. 41ff., S. 46. また、これらと同じ分類方法によってドイツ環境法制における情報制度を扱うものとして、萩美香「『情報を用いた行政』の意義および課題」二〇〇八年度立教大学大学院法学研究科修士論文がある。ここでは、「ドイツ環境法における近年の立法例とそれをめぐる議論を素材」とりわけ、「国家による情報獲得」と「私人による情報獲得」に焦点を当て

つ、伝統的な公正性・透明性の要請とは異なる「情報」の役割・機能を探るとともに、「情報法としての環境法」に共通する法的論理・内容を明らかにし、さらには、環境保全のための各種の新たな手法との関わりでの「情報を用いた(環境)行政」の意義を、伝統的な規制的手法との対比で分析しており、参考になる。本稿の以下の記述も同論文に負うところが大きい。

- (69) § 217ff. UGB-KomE. Vgl. UGB-KomE (Publ. 6), S. 515.
- (70) Vgl. Schlacke (Publ. 11), S. 112f. など。本文で例示した以外にも、第一編一七条は環境情報法の規定を参照しており、そこでは有害な環境影響が惹起される施設の測定 (Messung) などによって生じた情報の公開について規定する。
- (71) たとえば、ドイツの伝統的な行政法學では、行政手続への関与者 (Beteiligte) のみが、自己の法的利益を主張もしくは防衛するため必要がある場合に限り、当該行政手続に関連する文書を開覧することができる規定してきた (一般行政手続法二九条一項)。
- (72) Gesetz über Umweltverträglichkeitsprüfung (UVPG), i. d. F. d. Bek. vom 25. Juni 2005, BGBl. I S. 1757, das zuletzt durch Artikel 7 des Gesetzes vom 22. Dezember 2006, BGBl. I S. 2986, Umwelt- und Verträglichkeitsprüfungの關係規定については、高橋信隆「環境アセスメントの法的構造—ドイツ環境親和性審査法を素材として—」熊木大宇教育法学部紀要四二号 (一九九三) 一三頁以下、勢一智子「行政計画のグリーン化の法構造—ドイツ戦略的環境アセスメント導入法を素材として—」西南学院大学法学論集三八巻二号 (二〇〇五) 一〇四頁以下参照。
- (73) UGB I (Publ. 7), S. 296. これによると、アクセス権の行使を容易にするべく、無料で情報提供が行われていることを挙げている。
- (74) Vgl. S. Augsburg, Der Staat als Informationsmittler, DVBl. 2007, S. 733ff., S. 739.
- (75) 参事官草案における制度的情報提供制度の問題点については、vgl. Schlacke (Publ. 11), S. 113.
- (76) 本稿との関係でいうならば、ドイツの一般行政手続法七二条一項は文書開覧を認めるかどうかは行政庁の自由裁量に属するものとしてきたことが挙げられる。
- (77) 高橋信隆「環境保全の『新たな』手法の展開」『ジュリスト増刊 (新世紀の展望)』環境問題の行方」有斐閣 (一九九九) 四八頁以下参照。
- (78) § 5 Abs. 2 Gesetz zum vorsorgenden Schutz der Bevölkerung gegen Strahlenbelastung (Strahlenschutzvorsorgengesetz - StrVG) vom 19. Dezember 1986, BGBl. I S. 2610, zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 8. April 2008, BGBl. I S. 686.
- (79) § 16 Umweltstatistikgesetz (UStAG) vom 16. August 2006, BGBl. I S. 2446. 同条二四号「所轄官庁は、環境統計法に基づいて収集・分析・評価した情報の迅速な提供が図られること」環境統計法二四号「抜・前掲註 (98) 九頁以下参照」。
- (80) § 2 Abs. 1 Nr. 2 Gesetz über die Errichtung eines Umweltbundesamtes vom 22. Juli 1974, BGBl. I S. 1505.
- (81) UGB I (Publ. 7), S. 243.

(82) たゞ「参事官草案」環境アセスメント防止法案に於いて (Verordnung zur Änderung der Neunten Verordnung zur Durchführung des Bundes-Immissionschutzgesetzes, vom 20. März 1992, BGBl. I S. 1001) 二一七条一項には「環境親和性審査義務を必要とする手続」に於ける参事官の情報提供義務を規定しているが、参事官草案においては八七条三項に引き継がれた。

- (83) UGB I (Publ. 7), S. 241f.
- (84) § 27 BImSchG, Hohenmann報告書二七号「抜・前掲註『不確定性の法的制御』信山社 (二〇〇九) 一八六頁以下参照」。
- (85) Vgl. Schlacke (Publ. 11), S. 114.
- (86) 抜・前掲註 (83) 一四頁以下参照。なお、環境監督については、高橋信隆「環境監督の構造と理論的課題 (上) —ドイツ環境監督の参事官草案—」女成法律学四八号 (一九九八) 一頁以下、新編・前掲註 (81) 五二頁以下参照」。
- (87) Richtlinie 2001/42/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. Juni 2001 über die Prüfung der Umwelteinwirkungen bestimmter Pläne und Programme, ABl. L 197 vom 21. Juli 2001, S. 30. 戦略的環境審査指令二〇〇一は、参事官草案「特定の計画および環境の環境影響審査に関する二〇〇一年六月二十七日欧州共同体議会および閣僚理事会指令」名城ロースクール・レビュー一五 (二〇〇四) 一九〇頁以下参照」。
- (88) 本文で指し示したように、ドイツでは、近年、EU指令を受けて各環境法令の公衆参加規定につき改正作業が行われているが、ドイツ国内における公衆参加措置の直接的な影響については、さきや「公衆参加」(Gesetz über die Öffentlichkeitsbeteiligung in Umweltangelegenheiten nach der EG-Richtlinie 2003/35/EG, vom 9. Dezember 2006, BGBl. I S. 2819.) 「抜・前掲註」Vgl. dazu L. Kraupp, Öffentlichkeitsbeteiligungsgesetz und Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz, ZUR 2006, S. 281ff.
- (89) Vgl. § 10 Abs. 3 BImSchG.
- (90) Vgl. § 6 Gesetz über die friedliche Verwendung der Kernenergie und den Schutz gegen ihre Gefahren (Atomgesetz - AtG), i. d. F. d. Bek. vom 15. Juli 1986, BGBl. I S. 1565, zuletzt geändert durch Artikel 1 des Gesetzes vom 17. März 2009, BGBl. I S. 556.
- (91) Vgl. § 29a Gesetz über Förderung der Kreislaufwirtschaft und Sicherung der umweltverträglichen Beseitigung von Abfällen (Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz - KrW-/AbfG), vom 27. September 1994, BGBl. I S. 2706, zuletzt geändert durch Artikel 5 des Gesetzes vom 22. Dezember 2008, BGBl. I S. 2986.
- (92) M. Schmidt-Pretul, Gegenwart und Zukunft des Verfahrensrecht, NVwZ 2005, S. 489ff.
- (93) Vgl. Schlacke (Publ. 11), S. 117ff.
- (94) Vgl. BT-Drs. 14/8792 (Umweltgutachten 2002 des Rates von Sachverständigen für Umweltfragen vom 15. April 2002), S. 25.
- (95) わが国で、ドイツの行政手続促進化傾向を分析するものとして、山田祥「行政手続促進論の展開—ドイツ行政手続法の改正をめぐって—」

- 一 「ドイツ環境行政法と規制」 信山社 (一九九八) 一九二頁以下、山崎浩「ドイツにおける道路行政と道路建設プロセス」レファレンス五八巻十二号 (二〇〇八) 九三頁以下参照。
- (98) Gesetz zur Beschleunigung von Planungsverfahren für Infrastrukturvorhaben (InfrastrukturplanVbeschG), vom 9. Dezember 2006, BGBl. I S. 2833.
- (99) Vgl. Schlacke (FuIn. 11), S. 118f.
- (100) §§ 87-88 UGB I -RefE.
- (101) § 94 Abs. 1 UGB I -RefE.
- (102) § 96 UGB I -RefE.
- (103) § 98 UGB I -RefE.
- (104) § 99 Abs. 1 UGB I -RefE.
- (105) § 97 Abs. 2 Nr. 4 UGB I -RefE.
- (106) UGB I - (FuIn. 7), S. 263f.
- (107) Vgl. Schlacke (FuIn. 11), S. 119.
- (108) Vgl. Schlacke (FuIn. 11), S. 119.
- (109) Vgl. Schlacke (FuIn. 7), S. 286f.
- (110) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (111) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (112) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (113) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (114) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (115) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (116) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (117) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (118) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (119) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (120) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (121) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (122) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (123) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (124) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (125) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (126) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (127) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (128) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (129) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (130) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (131) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (132) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (133) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (134) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (135) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (136) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (137) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (138) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (139) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (140) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (141) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (142) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (143) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (144) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (145) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (146) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (147) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (148) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (149) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (150) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (151) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (152) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (153) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (154) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (155) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (156) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (157) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (158) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (159) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (160) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (161) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (162) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (163) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (164) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (165) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (166) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (167) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (168) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (169) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (170) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (171) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (172) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (173) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (174) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (175) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (176) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (177) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (178) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (179) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (180) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (181) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (182) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (183) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (184) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (185) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (186) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (187) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (188) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (189) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (190) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (191) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (192) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (193) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (194) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (195) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (196) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (197) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (198) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (199) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.
- (200) UGB I (FuIn. 7), S. 286f.

【附記】 本稿脱稿後の二〇〇九年七月二十九日に、連邦自然保護・景観保全法の改正案が公表された (BGBl. I S. 2642)。同法における団体訴訟関連規定については、今後の研究課題としたい。